

# くらし百科



☎は問い合わせ先です

**介護サービス利用者へ「介護給付費通知書」を送付します**

介護保険サービスを利用していただく皆さまへ、「介護給付費通知書」を年4回発送します。「介護給付費通知書」は、利用したサービス内容や費用、利用者負担額などが記載されているものです。サービス利用票や領収書と照らし合わせ、サービス内容や費用、利用者負担額などが一致しているか確認をお願いします。

発送月	サービス提供月
6月下旬	平成21年12月～平成22年2月分
9月下旬	平成22年3月～平成22年5月分
12月下旬	平成22年6月～平成22年8月分
平成23年3月下旬	平成22年9月～平成22年11月分

※「介護給付費通知書」は、費用の請求やお支払いの通知ではありません。

**国民年金と国民健康保険の手続きを忘れずに**

社会保険加入（脱退）の手続きを勤務先でも、国民年金と国民健康保険の手続きは自動で行われません。会社に勤めたいときは、お早めの手続きをお願いします。

- **手続きに必要な物**
  - ①印鑑、②年金手帳、③資格喪失証明書など退職日が分かるもの
- **会社に勤めるとき**
  - ①印鑑、②保険証（今までの国民健康保険証と新しい社会保険証を全員分）
- **手続ぎ先**
  - 市民課 国民年金相談係 ☎22-1312
  - 市民課 国民健康保険の手続ぎ ☎22-1362
  - 健康推進課 ☎22-1362
  - 市民課 ☎22-1312

## 本年度も地籍調査を実施します



地籍調査は、所有者立ち会いの下、地番や地目、境界、面積を調査するものです。昭和55年度から調査を始め、越河・大鷹沢・白川・小原の全地区、斎川・大平・福岡の一部区域で調査が終了しました。本年度も、6月中旬から11月ごろまで調査を実施します。

**道路上に張り出している樹木のせん定をお願いします**

個人が所有する土地の樹木などが歩道や車道まで張り出し、歩行者や自動車の通行の妨げとなる場合があります。張り出した樹木は、その土地所有者が管理をすることになっています。万が一、枝の落下などが原因で事故が発生した場合、所有者の責任が問われることがあります。通行者の安全確保と事故の未然防止のため、所有地の樹木の管理をお願いします。

**6月は土砂災害防止月間です**

6月はけ崩れや地滑りなど土砂災害の多い時期です。がけ崩れは突然起こることが多く、人家の近くでは逃げ遅れる割合が高くなります。事前に避難先を決め災害情報に注意し、危険を感じたらすぐに避難しましょう。

## 子ども手当の申請受け付け中です

本年4月から子ども手当制度が始まりました。本年度においては中学校修了までの子どもの養育者（保護者）に、子ども1人につき月額1万3千円が支給されます。

### 子ども手当の概要（平成22年度）

子ども手当は、次代を担う子どもの健やかな育ちを、社会全体で応援するという趣旨の下に支給される手当です。

支給対象児童	0歳から中学校修了前（15歳到達後最初の年度末まで）の子ども
支給額	月額 13,000円
支給月	原則 2月・6月・10月（それぞれ前月分までが支給されます）

※子ども・子育て支援事業に生かしたい方は、子ども手当の全部または一部の支給を受けず、お住まいの市町村に寄付することもできます。

ただし、支給対象の拡充により新規に対象となる方などは、支給のための手続きが必要となります。児童手当を所得制限のため受給していない方や、お子さまと世帯を別にしていらっしゃる方などはお申し出ください。

- **6月は子ども手当の支給月です**  
平成22年2月・3月（児童手当）分と4月・5月（子ども手当）分を受給者の方へ振り込みます。
- **児童手当を受給していた方**  
平成22年2月・3月（児童手当）分と4月・5月（子ども手当）分を受給者の方へ振り込みます。
- **支給対象の拡充に伴う新規・増額により受給される方**  
平成22年4月・5月分を受給者の方に振り込みます。
- **現況届の提出を忘れずに！**  
「現況届」の用紙を6月上旬に郵送します。子ども手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」の提出をお願いします。

「現況届」による更新の手続きが必要ですが、この手続きは、手当を受給している方の養育状況などを届けていただき、引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切なものです。現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなるため、受付期間内に必ず提出してください。

- **受付期間**  
6月14日（月）～30日（水）8時30分～17時15分 ※土・日曜日を除きます。
- **受付場所**  
市庁舎1階子ども家庭課
- **届け出に必要な物**
  - ①現況届
  - ②印鑑（朱肉を使用する物）
  - ③受給者（保護者）がサラリーマンなどの場合は、健康保険証の写し
- **注意事項**
  - ①～③以外にも必要に応じて提出する書類があります。
  - 詳しくは、子ども家庭課までお問い合わせください。

**外来魚の再放流や移植放流は禁止されています**

オオクチバスやコクチバス、ブルーギルなどの外来魚の再放流や移植放流は、県内全域で禁止されています。また、飼養や持ち出しなども禁止されています。

**6月1日は人権擁護委員の日 特設人権相談所を開設します**

本市の人権擁護委員が、人権に関する相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

**食品表示110番**  
食品の表示に対してお気付きの点がありましたら、当課までご連絡ください。  
東北農政局消費・安全部 地域第三課（表示・規格） ☎0224-53-3811

—思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—

## 公立刈田総合病院紹介



▲刈田病院シャトルバス（緑色の外装が目印）

### 刈田病院シャトルバスの車両などが変わりました

4月1日から刈田病院シャトルバスの車両およびデザインが変わりました。なお、運行時刻は変わりません。刈田病院シャトルバスは、平成14年に当院が現在地に移転新築した際、通院される方などの利便性向上のために運行を開始しました。

JR白石駅、城下広場（旧刈田病院）、現刈田病院の間、およそ4キロメートルの道のりを毎日無料で往復しています（土・日曜日、祝日、年末年始は運休です）。

片道およそ15分の短い道のりですが、通院される方などの足として安全第一で運行します。

これからも、刈田病院シャトルバスをご利用ください。

**看護師募集中！** 詳しくは、当院総務課人事係まで

### ■新任医師紹介

次号は、4月1日付で当院に赴任した海東恵美子先生（消化器科）を紹介します。

